

聴覚障害者の自立と社会参加を制限する実施要綱の改正を！！

署名にご協力をお願いします！

障害者自立支援法施行後3年が経過し、私達聴覚障害者を取り巻く環境は施行前と比べて大きく後退しました。聴覚に障害のある私達が、社会の中で自立した生活や社会参加をするためには、「コミュニケーション」という大きな壁があります。

耳が聞こえないために、誰かと話すにも手話通訳や要約筆記が必要なのです。それは、あらゆる生活の場面で必要になります。しかし、高松市地域生活支援事業（手話奉仕員派遣事業・要約筆記奉仕員派遣事業）実施要綱では、その利用に様々な制限を設けており、自立した生活や社会参加活動を著しく阻害しています。

問題点と理由

①（派遣範囲）

第5条 奉仕員の派遣範囲は、本市の区域内とする。ただし、市長が特に必要であると認める場合は、この限りでない。

私達の生活範囲は、高松市内だけでしょうか？子供の学校が市外であったり、病院が市外であったり、用事で市外に出かけたり、生活の範囲は市内に限定しません。なぜ、行動の自由を奪われなければならないのでしょうか？聴覚障害者の社会参加を認めるのは、高松市内だけであるという考え方は基本的人権を侵害しています。

②（対象者）

第2条 事業の対象者は、市内に住所を有し、聴覚、言語機能等の障害により意思疎通を図ることに障害がある障害者であって、外出し次に掲げる行為をする場合に適当な意思伝達の仲介者が得られないもの（以下、「聴覚障害者等」という。）とする。

(2) 市または聴覚障害者等の福祉を目的とする団体が主催する行事で、市長が適当と認めるものへの参加

実施要綱では、聴覚障害者の福祉を目的とする団体が主催する行事への派遣も市長が認めれば手話通訳の派遣を受けられることになっているが、「年金特別便の説明会」や「生活習慣病の学習会」など公的機関から講師を招いての団体学習会ですら派遣してもらえません。

なぜ、聴覚障害者自身で学習会を開かなければならないのか。それは、聴覚障害者には十分な情報が行き届いていないので、自立や社会参加のために必要だから行うのです。

しかし、高松市主催行事以外は、社会活動として認めないとする考え方は、聴覚障害者の自立と社会参加を著しく阻害しています。

③（外出の文言）

実施要綱には、上記第2条にも記載があるとおり「外出」が基本になっています。

コミュニケーションは、外出した時だけの行為でしょうか？それは、日常生活のあらゆる場面で必要とされるのではないのでしょうか？

親族や家族と会話する時にも手話通訳が必要となる場面は、多々あります。最近では、悪質な訪問販売などもあり、外出しなくても危険は身近なところにもいっぱいあります。事故防止の観点からも外出に限定することは、自立した社会生活を阻害していることになります。

④（土日等の緊急派遣）

高松市は、実施要綱以外に派遣対象の取扱いを定めており以下のように決められています。

手話奉仕員の派遣手続きは、要綱第6条第1項の規定により、あらかじめ派遣を希望する日時、場所、外出の目的等を直接実施機関に申し出るようになっていたが、夜間・休日における緊急の派遣申請については、平日の昼間と異なる番号へFAXを送信することにより派遣申請を受け付ける。

現状は、利用する聴覚障害者が知っている通訳者に個人的に連絡をするか、派遣機関の職員個人に連絡をして、内容に応じて判断することになっています。通訳者の連絡先も職員の連絡先も知らない聴覚障害者は、利用できないことは明らかであり制度利用とは到底言えない酷い対応となっています。

優先的な事項から進めていると説明があったが、土日等の緊急派遣ほど優先度の高いものはありません。時として、生命に関わる場合もあり、高松市の危機管理意識が低いと言わざるを得ません。

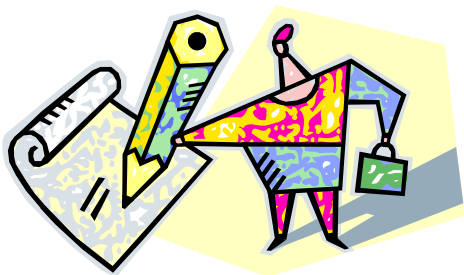
また、高松市自らが定めた規則にも関わらず3年間何の対応もせず放置し規則を守らず、しかも利用者の不利になる事項は、「規則で決まっている。」と派遣を認めない対応には容認できません。

私達聴覚障害者は、人間としての尊厳を脅かされています！！

私達、聴覚障害者が社会の一員として安心して生活を送るためには、このような自立と社会参加を阻害している高松市地域生活支援事業（手話奉仕員派遣事業・要約筆記奉仕員派遣事業）実施要綱の全面的な改正と派遣対象の取扱いを撤廃し、真に自立と社会参加促進のための支援事業にしなければなりません。

コミュニケーションを奪われたら、それは人として生きていくことにどんな意味を持つのでしょうか？

人は様々な人たちとコミュニケーションをする中で、人間関係を築き成長し文化的で健全な生活を送ることができるのではありませんか？



**署名に
ご協力をお願い
します！**

「高松市の手話通訳派遣を考える会」

〒761-8074 高松市太田上町405-1 社団法人香川県ろうあ協会内

TEL 087-868-9200 FAX 087-868-9201